

## 証券コードブック月間変更通知の申込書

次頁に記載されている「証券コードブック月間変更通知」利用約款を承諾のうえ、申し込みます。

月間変更通知は、自動更新契約とさせていただきます。詳細については利用約款を御覧ください。

年 月 日 申込

会社名			
担当部課			
申込責任者	印	電話番号	
Eメールアドレス			
住 所	〒		
申込ID数	月間変更通知 Eメール送信 _____ ID (1セット本体価格 9,600 円+税)		
	月間変更通知送付先 Eメールアドレス (1アドレスのみとさせていただきます。) [ ]		
備 考			

### お申し込み・御記入事項に関する御注意

- 請求書は、御記入いただきました宛先へ郵送いたします（月間変更通知は毎月Eメールでの送付となります）。お申し込み後、記載の内容（会社名・担当部署名・住所等）に変更が生じた場合は御連絡ください。  
また、既に4月までの間に社名等の変更予定がある場合は、備考欄にその内容を御記入ください。
- 個人でお申込の場合は、前納とさせていただきます。
- Eメールアドレスは、\_ハイフン、\_アンダーバー、1桁、1エル、大文字小文字等の区別をはっきり御記入ください。
- 本申込書は下記お申込み先にEメールにてお申し込みください。なお、お申込後の解約はお受けできませんので、予め御了承ください。

### 【個人情報の利用目的について】

本申請書記載の個人情報につきましては、本申請書の対象サービスにかかる連絡及び照会に利用するほか、株式会社東京証券取引所からの商品情報などの御紹介に利用させていただくことがあります。弊社が厳重に管理し、第三者への提供は行いません。

### 【個人情報の取扱い及び問合せ先】

株式会社東京証券取引所における個人情報の取扱い及び個人情報に関する問合せ方法は、弊社ホームページ(<http://www.jpx.co.jp>)に掲載しておりますので御参照ください。御不明な点は、弊社個人情報保護事務局（住所：〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2-1 電話：03（3666）1361（代表））までお問合せください。

<お申込み・お問合せ先>

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2-1

株式会社東京証券取引所 情報サービス部 証券コード協議会事務局

TEL：03-3666-0141（代） e-mail：[sicc@jpx.co.jp](mailto:sicc@jpx.co.jp)

#### 【「証券コードブック月間変更通知」利用約款】

1. 「月間変更通知」に関する著作権その他一切の権利は、証券コード協議会事務局が有しています。
2. 購入者は、「月間変更通知」より取得した情報を無断で複写・複製・編集・加工及び転売・供与できません。
3. 「月間変更通知」にて提供する情報の正確性については、万全を期していますが、誤謬等による責任を負うものではありません。
4. 「月間変更通知」はエクセル形式のEメール送信となります。送信日は毎月 14 日ごろとなります。1 IDのお申込みの場合、印刷は1枚まで行えますが、転送は御遠慮いただきますので、各支店の分を転送・印刷される場合は必要ID分をお求め願います。
5. メール送信した月間変更通知は、お客様が受信された情報端末以外の機器・媒体へ転送・複写することはできません。ただし、お客様が転送先のPC台数に応じたID権を購入した場合に限り、その範囲内で転送することができます（なお、この場合における転送先にも下記「6」が適用されます）。
6. 受信した情報端末からの印刷は購入されたID数までとなります（例：5 IDの場合、各ページ5枚までの複写ができます。各ページ6枚以上の印刷は行わないでください。）。月間変更通知を購入されたID数を超過して印刷し、それを他部署へ回付する場合は、そのコピー分のID権の購入が必要になります。
7. 同一法人における社内の共有PCにおいて電子的に保存し、各支店が閲覧するだけであれば1 IDで可能となりますが、これを印刷する場合には、上記「6」が適用されます。
8. 契約期間中のお客様の都合による解約は、返戻がありません。また、権利の譲渡もできません。
9. 上記の違反が判明した場合、1複写または1転送につき、正規の年間料金に相当する額を損害賠償金として請求させていただきます。
10. 受信PCがない場合に限り御郵送も承りますが（別途、送料を御負担いただきます。）、その場合も上記と同趣旨の内容が適用されます。なお、郵送の場合、発送日は毎月15日ごろとなります。同一法人で、御郵送とEメール送付の両方を選択することはできません。
11. この合意事項の有効期間は、お客様からの書面による利用の申込みを受けこれを応諾した日から、その翌年の3月31日までとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までにお客様から書面による更新拒絶の通知がない場合は、この合意事項は更に1年間延長されるものとし、その後の期間についても同様とします。
12. 契約期間中のお客様の都合による解約については、お客様が既に支払っている月間変更通知の利用料の払戻し等は一切行わないものとし、また、権利の譲渡もできません。

以 上